

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少する世帯に係る

海老名市国民健康保険税の減免の特例に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症。以下「感染症」という。）の影響により収入が減少する世帯の国民健康保険税（以下「保険税」という。）について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条及び海老名市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和31年条例第29号。以下「条例」という。）第26条第3項の規定に基づき減免を行うため、臨時の措置として、海老名市国民健康保険税減免取扱要綱（昭和59年4月1日施行。以下「減免要綱」という。）の特例を定めることとする。

(保険税の減免の特例)

第2条 減免要綱の規定にかかわらず、感染症の影響により主たる世帯の生計を維持する者（以下「生計維持者」という。）の収入が減少する世帯の保険税については、次条以降に定めるところにより減免を行うこととする。

(対象世帯等)

第3条 減免の対象は、次の各号に定める世帯とする。

- (1) 感染症により、生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 感染症の影響により、生計維持者の所得税法（昭和40年法律第33号）第26条第2項に規定する不動産収入、同法第27条第2項に規定する事業収入、同法第28条第2項に規定する給与収入及び同法第32条第3項に規定する山林収入（以下これらを「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでに掲げる要件の全てに該当する世帯

ア 生計維持者の当該年（減免の対象とする保険税のうち、令和元年度分及び令和2年度分にあつては令和2年、令和3年度分にあつては令和3年。

以下、同じ。)の事業収入等のうち、いずれかの収入の減少見込額(当該年の実績収入額により算定される額で、保険金、損害賠償等により補填されるべき額を控除したものをいう。)が、前年の当該事業収入等の収入額の10分の3以上であること。

イ 生計維持者の前年の地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法第314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額)の合計額(以下「前年の合計所得金額」という。)が1,000万円以下であること。

ウ 生計維持者の事業収入等について、感染症の影響により減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

2 前項の規定にかかわらず、生計維持者が国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「非自発的失業者」という。)に該当する場合は、同条第1項の規定に基づく非自発的失業者に対する給与所得の計算の特例により保険税の額を軽減することとし、この要綱に基づく保険税の減免は行わない。ただし、生計維持者が非自発的失業者に該当する場合であって、当該生計維持者の給与収入以外の事業収入等の減少が見込まれることにより前項第2号に該当するときは、この要綱に基づき減免を行うものとする。

(保険税の免除及び減額の割合)

第4条 保険税の免除及び減額の割合は、次の各号の世帯に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 第3条第1項第1号に該当する世帯 免除
- (2) 第3条第1項第2号に該当する世帯 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる割合とする。ただし、生計維持者が事業等を廃止し、又は失業した場合には、生計維持者の前年の合計所得金額にかかわらず、

100%とする。

生計維持者の前年の合計所得金額	減額の割合
300万円以下	100%
300万円を超え、400万円以下	80%
400万円を超え、550万円以下	60%
550万円を超え、750万円以下	40%
750万円を超え、1000万円以下	20%

(減免の対象となる保険税)

第5条 減免の対象となる保険税は、令和元年度分から令和4年度分までの保険税であつて、令和2年2月1日から令和5年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来したもの又は到来するものとする。ただし、資格取得日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による手続が行われなかったため、令和2年2月1日に対応する保険税に係る納期限が同日以降となるものについては減免の対象としない。

(減免する保険税額)

第6条 減免する保険税の金額は、第3条第1項第1号に該当する場合にあつては、前条で規定する保険税の全額とし、第3条第1項第2号に該当する場合にあつては、前条で規定する保険税の金額に当該世帯の生計維持者の第3条第1項第2号アにおいて減少する事業収入等に係る前年の所得が生計維持者及び当該世帯に属する全ての被保険者につき算定した前年の合計所得金額（非自発的失業者の給与所得にあつては国民健康保険法施行令第29条の7の2第1項の規定に基づく非自発的失業者に係る特例を適用した後の金額）に占める割合を乗じて得た金額に第4条第1項第2号で規定する減額の割合を乗じたものとする。この場合において、算定した金額に100円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

(減免の申請等)

第7条 減免の措置を受けようとする世帯の世帯主（以下「申請者」という。）は、国民健康保険税（新型コロナウイルス特例）減免申請書（第1号様式）に、前年

及び当該年の事業収入等及び感染症により影響を受けたことが明らかとなる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、市が保有する公簿等により確認できるものについては、書類の添付を省略することができる。

(減免の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、減免の適否を決定し、その結果を国民健康保険税（新型コロナウイルス特例）減免決定通知書（第2号様式）により当該申請をした申請者に通知するものとする。

(減免の取消し)

第9条 市長は、虚偽の申請その他不正の行為により保険税の減免措置を受けた者があるときは、直ちにその措置を取り消し、当該減免措置により減免をした保険税を徴収するものとする。

2 前項の規定により減免措置を取り消したときは、国民健康保険税（新型コロナウイルス特例）減免取消通知書（第3号様式）により、当該減免措置を受けた者に通知するものとする。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和4年4月28日から施行し、改正後の要綱は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、令和4年4月1日（以下「適用日」という。）以後に納期限が到来した保険税又は到来する保険税について適用し、適用日前に納期限が到来した保険税については、なお従前の例による。